別紙様式12

記入の仕方

以下の場合は
任意継続組合員にはなれません！
※退職後、再雇用・再就職などで他の健康保険（共済・社会保険等）に加入する場合
※家族の被扶養者となる場合

令和　　年　　月　　日

文部科学省共済組合広島大学支部長　殿

所　　属　　○○室□□グループ
現 住 所　　○○県○○市○○区○○○○
氏　　名　　広大　共済　　（署名）
生年月日　　Ｓ３２年　１月　１日生
（　65　才）

退職後、転居により住所が変わる場合は、変更後の住所をご記入ください。
また、「組合員証等記載事項変更申告書」をこの申出書と共にご提出ください。

任

私は、国家公務　　となることを希望します。

【本申出書ご提出後の流れ】
1.共済担当者➡申請者
「任意継続掛金額決定通知書」を学内便で送付します。ご自宅等へ送付希望のある方は共済組合へお申し出ください。
2.申請者
掛金額決定通知書に基づき、振込期限までに掛金をお振込みください。

退職時の組合員証番号	1234567800
退職年月日	令和　○　年　3　月　31　日
組合員期間	20　年　　月
退職時の標準報酬の月額	第　不明な場合は空白でご提出ください。
掛金の払込方法	月掛け・前納（6カ月）・前納（12カ月） ※前納（　　カ月）

いずれかに必ず○をしてください。

・任意継続組合員になることができるのは、退職日の前日までに引き続き1年以上共済組合員であった方です。
・月掛を希望される方・・・退職日から20日以内に申出書を提出し、かつ、掛金の払い込みを完了してください。
・前納を希望される方・・・退職日前までに申出書を提出し、かつ、退職日までに掛金の払い込みを完了してください。

退職時に扶養認定されている被扶養者について、引き続き認定が必要な場合は「被扶養者申告書」をご提出ください。
※認定する被扶養者の収入額にご注意ください。

扶養認定が不要の方は、被扶養者について資格喪失証明書を発行いたしますので、共済組合へお申し出ください。